

令和5年7月第7回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日(月)

午前10時00分から午前11時10分

2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員(43人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 4番 小田明美 5番 福島康夫

6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平 9番 武村一夫

10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝 13番 長銚忠明

14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司 16番 綱島孝晴

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明

24番 市本裕司 25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利

28番 太安隆文 29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三

32番 長尾 修 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 36番 池田琢璽

37番 池田和道 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義

41番 池田久美子 42番 井上 達 43番 入澤靖昭 44番 佐子ゆかり

45番 筒井一行 46番 石田 勉

4. 欠席委員(3人)

農業委員 3番 田中秀樹 17番 松本正幸

推進委員 33番 三村訓弘

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第38号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の
審議について

日程第6 議案第39号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定に
ついて

日程第7 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に
ついて

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 柴田正人 主事 大塚哲史

福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

- 事務局長 失礼いたします。皆さん、おはようございます。
時間になりましたので、ただいまから令和5年7月の総会を開催いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会 長 おはようございます。ご苦労さまです。
連日、雨のほう降っております。今年は梅雨入りが早かったせいもありまして非常に雨の量が多いということで大変皆さんご苦労されているというふうに思います。特に今年も各地でまた非常に被害のほう大きく出ております。まだまだ気をつけなければならぬだろうというふうに思います。早い梅雨明けを望みたいというふうに思います。農作物にも非常に悪影響を及ぼしていくというふうに思います。今後、天候が回復することを祈っております。
今日は任期の最後の総会ということで大変ご苦労さまです。3年間、いろいろ皆様には活動をしていただきました。最適化活動の見える化ということで、皆さんのほうに係る荷物も多かったのではないかとこのように思います。これから本格的に地域計画をつくっていくという状況でございます。ここで退任される方もまだまだ力を貸していただきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。
それでは、今期最後の総会ということで慎重審議のほうをよろしくお願ひいたします。大変ご苦労さまです。
- 事務局長 ありがとうございます。
それでは、総会のほうに入らせていただきます。
本日、欠席の委員さん2名いらっしゃいます。3番委員さん、17番委員さんより届出をいただいております。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員さんは19名中17名でございます。定足数に達しておりますので、7月総会が成立しておることをご報告いたします。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長よろしくお願ひいたします。
- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、1番、[]委員、2番、[]委員を指名いたします。

日程2、議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は10件でございます。農地法第3条第2項の各号におきまして、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

まず、番号1でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、市内の農業法人に、申請農地、田1筆1,252㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。なお、本農業法人は農地所有適格法人であり、農地の所有権を取得できる法人であることを申し添えます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、23番推進委員さんから説明をお願いいたします。

23番推進委員 議長。

議長 はい、23番推進委員。

23番推進委員 議案番号1番について説明を申し上げます。

去る6月30日、譲渡人と譲受人の現場での責任者の方と現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですけれども、譲渡人の母親が亡くなってから譲渡人は県外在住のために耕作ができないということで、もう10年以上にわたって近隣の方が耕作をしておりました。しかし、その近隣の方も耕作しなくなっからは譲渡人が年に何回か帰って草刈りを行っていた状況です。そういったときに、以前[]に関わっていた近所の人から、譲受人が土地を譲ってほしいと言っていることを聞いて今回話がまとまったものであります。譲受人の耕作状況等については、譲受人は[]を買取りいたしまして事業を継続しておりますけれども、トマト栽培についてはもう昨年で終了し、今後はブドウ栽培で事業拡大を考えているということで、ビニールハウス内もトマトを作っておりましたが、ブドウ

等に変更する予定であるということです。当該農地にもブドウを植えるという計画で、もう既に苗や資材の注文も済んでおりますので、早急に取りかかりたいということでした。その際、いろいろな話をしておりますと、今後も事業拡大を計画しておるということで、農地でありますとか後継者のいない果樹園などがもしあれば紹介してほしいというふうなことでありました。今の人たちは、地域の人たちが以前の雇われとしていますが、責任者等は[]等から通っておりますので、地域にはいろいろ細かい約束事等があるので、しっかり近隣の方と話をしながらやってほしいという旨は加えておきました。その他指摘事項はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

市外の譲渡人が、耕作不便により、落合の譲受人に、申請農地、畑1筆293㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

去る7月1日に現地において譲受人と申請内容について詳細を確認いたしました。譲受人は三男さんが従来は水田をやっておりましたが亡くなり、今は大阪におられる譲渡人の名義になっております。田んぼを荒らすというのは困ったことなんで、どうにかならんかなということで引受手を探しておりましたが、近所に住む譲受人と今回話がまとまり移転の申請をするものです。譲受人の耕作状況ですけど、現在5反の水田を耕作しております。農機具もトラクター、田植機、コンバイン、もみすり機、全て所有しており、問題はないと思います。その他指摘事項はございません。よろしく審議方お願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号3でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆1,580㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号3につきまして、6月28日、譲受人立会いの下、現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は現在岡山市に住んでおり、農地の管理はここ数年数人がいろいろ借りたり管理していましたが、ここで管理する人がいなく、譲渡人は真庭に帰る予定もなく、知人に頼み農地の引受手を探していたところ、譲受人との話がまとまり、譲受人が農地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は今年より農業に従事しており、約3反ほどの農地を利用権設定で借り、管理を夫婦で行って、夫婦で野菜を栽培しております。農機具は管理機2台、草刈り機2台などを所有しており、親の手伝いも利用しながら農地取得後も必要な作業に従事すると認められます。その他指摘事項は特にございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございますが、市外の譲渡人が、耕作不便により、落合の譲受人に、申請農地、田2筆1,862㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 それでは、議案の4番について説明いたします。

7月3日、面談及び現地の確認を行いました。譲受人は長年[]で[]でした。そして、[]に隣接する譲渡人の土地を借り、[]施設を建設し、効率的な[]経営を行っていましたが、諸事情により廃業することとなりました。一方、譲渡人は姫路にて会社に就職し、以来ずっと生活基盤は姫路に置き、自分の家は空き家状態で、時々住居周辺の草刈り等をしておりました。こうした状況の下、譲渡人と譲受人との間に売買の話がまとまり、今回の申請となりました。譲受人の耕作状況でありますけれども、譲受人は[]をやめるものの水稲96アールを耕作する農家で、[]の片づけを済ませると次世代の農業経営を模索中です。所有する農機具もトラクター2台、田植機、管理機、バケット車等を所有し、申請農地取得後も必要な農作業に従事するものと認めます。その他指摘事項はありません。審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号5でございます。
市外の譲渡人が、相手方の要望により、落合の譲受人に、申請農地、畑1筆316㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。
議案番号5番、6月30日に譲受人の奥様と現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、このたび家を購入されました、購入された家に農地がついていて畑の申請になります。譲受人は同じ町内から6月30日に引っ越してきました。7月1日から部落入りされるということです。譲受人と奥様は農業の未経験者なので、近所の皆さんに野菜などの植え方、育て方を習って自家消費分ができるぐらい農業をしていきたいと言われました。譲受人の耕作状況ですが、実家には農機具がないため、取りあえず管理機を購入して2人で頑張りたいと意欲を持たれてました。その他指摘等はございません。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございますが、久世の譲渡人が、相手方の要望により、同じく久世の譲受人に、申請農地、田2筆627㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 番号6については、私のほうが担当となっておりますので説明させていただきます。
7月2日に譲受人、譲渡人の方に立ち会っていただいて話を伺いました。譲受人と譲渡人は義理の兄弟であります。以前より、この農地は譲受人が譲渡人より借りまして耕作しておりました。譲受人の自宅の前にある農地でございます、この農地を家庭菜園として耕作しておりました。譲渡人はこの農地までの距離が非常に遠いこともあって権利移転を考えていましたが、また譲受人の要望によって、このたび下限面積の廃止ということで所有権移転が可能になったということもありますので、この申請を出されたということでございます。譲受人はこの農地を長年耕作しておられますし、今もいろいろと作付されて利用されております。農機具は管理機、草刈り機等を所有しております。

して、大型の農機具は必要ないということでございます。今後も、家庭菜園として十分活用していかれるというふうに思われます。この農地は宅地に囲まれた中の農地でございます、大切な農地ということでこの農地を守っていきたいということをお話しておられました。その他指摘事項はございません。

以上でございます。よろしくご審議のほうお願いいたします。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 2ページをお開きください。

番号7でございます。

久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田6筆6, 203㎡、畑3筆1, 310㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

譲受人に6月29日に会って詳細について説明を聞きました。譲受人と譲渡人の関係は親子です。権利移転を行う事由として、譲渡人が高齢になったため、体力的に不安が生じることから、同居する長男に経営移譲での権利移転を行うものでございます。譲受人は会社勤めを行いながら、今までも譲渡人と一緒に農作業を行っており、トラクター、コンバインなど農機具も全て保有しており、これからも水稻を中心に耕作、栽培を行っていくということです。このようなことから、権利移転はやむを得ないと考えられます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号8でございます。

市外の譲渡人が、相手方の要望により、久世の譲受人に、申請農地、畑2筆467㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

6月29日に譲受人に直接会って詳細について話を聞き、現地を確認

いたしました。また、譲渡人には電話で話を聞きました。譲渡人は5年ほど前に対象の農地を取得しましたが、高齢になったため、今後京都の子供に老後を見てもらうために京都に移住するために身辺整理を行うために不動産屋に委託していたところ、真庭の田舎で生活したいと思っている譲受人と話がまとまり、隣接している住宅と一緒に権利移転を行うものでございます。譲受人は農業に取り組みたいと考えており、農地は住宅と隣接していることから管理は頑張ってやりたいということで管理機、草刈り機など農機具を購入しており、農地の管理をしていくものと思われます。したがって、今回の権利移転については問題がないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号9でございますが、市外の譲渡人が、労力不足により、勝山の譲受人に、申請農地、畑1筆269㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

議 長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 34番です。

番号9についてご報告いたします。

現地確認は7月1日に譲受人としました。譲渡人は仕事の関係で忙しいとのことで、電話で確認しました。譲渡人と譲受人は本家、分家になります。譲渡人は市外で生活されており帰られることはないとのことで、現在所有されている畑の管理を譲受人に相談し、話がまとまり申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人の家族は本人、奥様、息子様の3人で生活されており、田植時は皆さんでされています。現在所有されている農機具は、トラクター1台、管理機1台、耕運機1台で7畝の田んぼを耕作されています。不耕作目的の取得ではありません。貸付地の有無もありません。必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号10でございます。

勝山の譲渡人が、同じく勝山の譲受人に、申請農地、田14筆6,654㎡、畑3筆302㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議 長 はい、5番委員。

5番委員 5番委員です。

番号10について調査報告をします。

去る6月30日に譲受人と電話で聞き取り調査し、7月3日に現地調査を譲受人立会いの下、実施しました。事由の詳細ですが、遺産相続によるもので、譲渡人は譲受人の母親であり、母親の意が通じるうちにしておきたいとの思いで申請するものであります。耕作状況ですが、現在親子三世代で生活していて、農機具はトラクター、管理機等があり、田植機は近所の親戚と共同利用しております。農地の利用状況であります。畑は家庭菜園として利用し、耕作できる水田は水稻を作付してまして、耕作不便な水田は野菜などを栽培しながら自己管理により休耕している田もあります。ほぼ草も生やさず管理されてきました。勤めをしながらでありますので仕方なく思いました。その他指摘事項はありません。審議方よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第36号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第36号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（落合）は、対象である農地が周囲の道路等から低い位置にあり耕作が不便なことから、申請地、田2筆603㎡、畑1筆558㎡、合計1,161㎡をかさ上げし、畑として利用するため、一時転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、県が行う公共工事発生残土を利用し県が施工するため■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書、農地改良工事完了後の作付計画書が添付されています。一時転用期間は、許可後から令和8年3月31日までです。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 はい。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

現地確認を7月1日に行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、高齢のために玄沢より水田に他の水口を通して水を入れるのが困難になり、今回畑に変更して豆を作るようにするために申請するものです。申請地の位置等については、国道313号線より市道■■■■線に約350m北側にあります。周辺の状況ですが、東が市道、西が自宅、南が水田、北が市道です。周辺農地への影響ですが、自宅、市道、水田と周りに影響はありません。その他指摘事項は特にありませんので、よろしく審議方お願ひします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第36号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程4、議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局次長 議長。
- 議長 はい、事務局。
- 事務局次長 議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日ご審議いただく案件は5件でございます。
5ページをご覧ください。
番号1でございます。
申請人、使用借人（落合）の2名は、市外のアパートに居住していますが、家族が増え手狭となったことから、申請地、田1筆499㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、居宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円、借入金■■■■円。建蔽率は28%です。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。
- 24番推進委員 議長。
- 議長 はい、24番推進委員。
- 24番推進委員 24番推進委員です。
番号1について報告いたします。
現地確認を7月1日に行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、使用借人は使用貸人の孫に当たります。今回孫の出産があり、現在は使用借人の実家に帰っています。真庭市で仕事をするため、今までは高速で岡山から真庭へ通っておりましたが、子供さんができることですし、今後は実家の近くに家を建てるために申請するものです。申請地の位置等ですが、国道313号線より■■■■線約500m北側、要は■■■■と言われる辺りです。周辺の状況ですけど、東が家、西が畑、南も畑、北が市道になります。周辺農地への影響ですが、周りは住宅と市道、畑がありますが、周りに影響はないと思います。その他指摘事項は特にありません。審議方よろしく申し上げます。

す。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。
申請人、使用借人（落合）は、[]を経営しており、車庫が必要となっておることから、申請地、田1筆546㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、車庫及び露天駐車場として使用するため、転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成[]円、建物施設[]円。資金の内訳として、自己資金[]円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。なお、関連施設として、平成29年に同農地の一部に農機具格納庫1棟を建築しており、このたびの転用により農地としての利用ができなくなることから、1筆全部を転用申請するものです。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、26番推進委員さんから説明をお願いいたします。

26番推進委員 議長。

議長 はい、26番推進委員。

26番推進委員 26番推進委員です。
番号2について報告します。

7月1日に申請人、使用借人ですが、立会いの下、現地確認とお話を伺いました。使用借人と使用貸人は親子関係であります。現在自宅前に駐車スペースはありますが、手狭になり、また本人が[]を経営しており、その関係車両等の駐車場も兼ね、貸し人である父親と相談し、本農地の転用を申請するものです。申請地の位置等ですが、主要地方道[]地内で、[]より約200m南下した場所にあり、自宅に隣接した農地であります。周辺の状況ですが、東が畑、西が住宅、南が畑と田、北が市道。周辺農地への影響ですが、申請地に隣接した農地がありますけれども、本申請は平家の車庫であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われれます。その他の指摘事項は特にありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 6ページをご覧ください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（落合）は、市内のアパートに居住していますが、子

供の成長に伴い手狭となってきたため、申請地、田1筆365㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、居宅及びカーポートを建設するため、転用申請するものです。農地区分は、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円、借入金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号3番についてご報告いたします。

6月30日に譲受人の方と現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は現在アパートで妻と子供の3人で暮らしております。子供も次第に大きくなりアパートでは手狭になるため、家を建てようと思っていました。土地をどこにしようかと探していましたが、親に相談したところ、この申請地を使えということで話がまとまり、この申請になりました。申請地の位置ですが、JR■■■駅から西へ250mほど行ったところですが、周囲の状況ですが、東、田、西、家、南、田、北、水路を隔てて道です。周辺農地への影響ですが、東の田からは2.7m、西側の民家からは4m離して家を建てるので問題はないかと思われま。出入口の水路にはコンクリートの蓋やグレーチングなどを敷く予定です。水利組合には同意を得ています。それから、水路の許可も得ています。その他指摘等はございません。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号4でございます。

申請人、譲受人（久世）は、自宅までの進入路が狭小で不便であることから、自宅前の申請地、畑1筆37㎡を、譲受人（久世）から譲り受け、進入路を拡幅するため、転用申請するものです。申請地は、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんが欠席されておりますことから事務局からの説明をお願いいたします。

事務局次長 調査報告書を代読いたします。

番号4について報告します。

去る7月1日に譲受人立会いの下に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は譲渡人と近所同士です。このたび譲受人は息子家族用の住宅を自宅横の納屋跡に建築しようとしたところ、譲渡人の畑を横切っている進入路が2.4mと狭く新築はできないことが分かり、譲渡人と交渉の結果、2m拡幅して4.4mにすることで話がついたものです。申請地の位置ですが、[REDACTED]から南へ約80mで宅地化が進んでいる地域にあります。周囲の状況は、東側は宅地、西側は市道、南側の畑と北側の畑は譲渡人所有の畑であり、また進入路のため特に問題ないと思われま。その他指摘事項もないので、ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 7ページをご覧ください。

番号5でございます。

申請人、譲受人（久世）は、申請農地に隣接する山林を所有していますが、木材を計画的に伐採、搬出するため、申請地、田1筆417㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、露天木材置場とするため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[REDACTED]円、土地造成[REDACTED]円。資金の内訳として、自己資金[REDACTED]円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議 長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

6月30日に譲受人の父と現地で会って、詳細について現地確認を行いました。また、譲渡人については電話で話を聞きました。譲受人は対象の土地の北側に植林を所有しており、今後伐採を行う際に仮置きする場所が必要になったため、譲渡人と話がまとまり権利移転をするものでございます。申請地の位置でございますけれども、県道[REDACTED]線の[REDACTED]に向かった県道のすぐ横でございます。周囲の状況でございますが、東は水田、西は水田、南は水田、北は植林

でございます。周辺農地への影響でございますが、露天木材置場ということで日照、通風に影響はないものと思われま。したがって、今回の権利移転は問題がないと思われまので、ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手で願いいたします。

質疑はございませるか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませるか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第38号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明を願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 議案第38号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について、本日ご審議いただく案件は1件でございます。

9ページをご覧ください。

番号1でございます。

本案件は、申請人が令和5年1月10日付真農委指令第512号で農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けた案件でございます。

変更の理由ですが、駐車場整備のため工事を進めていたところ、計画の地盤付近で湧水があったため、試掘作業や排水等の対策を実施しましたが、計画の地盤高では露天駐車場の整備が不可能となりました。

困惑していたところ、近隣の事業所から良質な土の提供を受けられることとなったことから工法を再検討した結果、盛土による造成へ変更するものです。これにより駐車場からの段差が緩やかとなり、高齢者

よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第38号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第38号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程6、議案第39号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第39号について、11ページをご覧ください。
議案第39号、農用地利用集積計画の決定について。
このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。
案といたしまして、令和5年7月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全34筆でございます。
以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく願いいたします。
以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手をお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、報告第11号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 15ページをお開きください。

報告第11号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の4件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第11号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

8番委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

8番委員 この35番は売買契約を結ぶための解消のこのようなんですが、これは議案第35号の4番との関係なんですか。

議長 はい。

事務局主事 そうです。議案第35号の4番、農地法第3条による所有権移転の申請の関係です。

8番委員 その関係なんですか。

事務局主事 はい。

8番委員 そうすると、渡し人の名前がこれでいいんですかね。

30番推進委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

30番推進委員 30番推進委員です。

農地法第3条の規定による第4番で、譲受人さんと譲渡人さんが、ここでは名前を言うてもええんでしょうか。譲渡人が■■■■さんになって、それで一番最後の項目の合意解約の欄では譲渡人の方が■■■■さんになっておりますが。■■■■さんはお婿さんで、義理の親子ということになります。それで、当時は多分、自分の想像ですけども、その水田の名義人が亡くなられた■■■■さんの名義じゃったと思います。それでその後、多分契約した当時かな、多分■■■■さんの名義じゃったけえ■■■■さんで登録されたんじゃないかと思います。その後、■■■■さんが亡くなられて、後見人の■■■■さんが引き継がれたんで、今回の申請は■■■■さんになると、そうじゃと思います。

議長 分かりました。

事務局、よろしいですか、それで。

事務局主事　そうですね。相続の時期の問題でして、今推進委員さんから言っていた
だきましたように解約をするタイミングと相続されたタイミングの関係
によって、この記載になっている状態です。

議　長　　8番委員さん、よろしいですか。

8番委員　はい。

議　長　　ほかにはございませんか。

　　<「質疑なし」の声>

議　長　　ほかにはないようです。

　　この案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふう
うに思います。

　　以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。
それでは、今月をもちまして農業委員、農地利用最適化推進委員の任
期が満了となります。皆様方には大変農業委員会活動にご理解、ご協
力をいただき大変ありがとうございました。皆様のおかげをもちまし
て、大過なく委員会業務を遂行できたというふうに思っております。
この場を借りまして厚くお礼を申し上げます。ここで退任されます
方々におかれましては、体に気をつけられまして今後ともご指導、ご
協力、ご助言いただければというふうに思いますので、くれぐれもよ
ろしくお願いしたいというふうに思います。引き続き、委員として活
動される方におかれましては改選に伴う臨時総会を7月20日に開催
いたします。その後、通常総会を8月10日木曜日の午前10時から
ですので、予定のほうをよろしくお願いしたいというふうに思いま
す。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（午前11時10分　閉会）

